

令和 6 年 4 月 30 日

各 高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者 殿
(政令市・中核市に所在する施設等を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施
について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 26 日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から、標記の協議を実施する旨の事務連絡がありました。

ついては、事業の実施可否等を御検討の上、御活用いただきますようお願いいたします。

なお、政令市・中核市に所在する施設等及び定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在地の各市町村になりますので御注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- ② 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
- ③ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (水害対策強化事業分)、高齢者施設等の水害対策強化事業
- ④ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (耐震化分・大規模修繕等分・非常用自家発電設備整備事業分)
- ⑤ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ⑥ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑦ 高齢者施設等の安全対策強化事業 (ブロック塀等改修)
- ⑧ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、2. 掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ず御確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?id=967&topid=6>)

3 提出資料

(1) 「チェックリスト」

(2) 「防災・減災等事業整備計画書」

(3) 添付書類

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書（公的機関、工事請負業者等）

※ 原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

ウ （補助対象外施設が併設されている場合）補助対象面積確認シート

エ 国土強靱化地域計画への記載がある場合、記載が分かる箇所を示した資料

(4) 「整備計画一覧表」

4 提出方法・部数

紙媒体 3部 及び 電子媒体 1式

5 提出先

【郵送・メール】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課各グループ各担当者宛

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

(1) 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員 30 人以上の単独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→ 高齢福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→ 高齢福祉課 保健・居住施設グループ

hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 通所介護事業所（定員 19 人以上）

→ 高齢福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

6 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）必着

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市町村へ別途御確認ください。

7 留意事項

- ・ 国の内示があり、県からの交付決定後（11～12 月前後）に事業着手（入札公告等）し、令和 6 年度中に完了する事業が対象となります。原則繰越は認められませんので、余裕をもった納期を設定し事前に事業計画について十分に確認してください。
- ・ 上記 2 に掲載している「補助金活用にあたっての一般的な留意点について」「留意事項及びよくある質問」を御確認ください。
- ・ 協議書類を提出しても、国、県、市町村の予算措置状況、国等の内示等の状況により補助できない場合（不採択）や減額交付となる場合があります。

- ・ 令和6年4月1日から義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。
- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、地震による停電時等に有効に機能するため、採択となり、事業を実施した場合は、当該設備について耐震性が確保されていることが分かる資料（契約書案、アンカーボルト計算書等耐震性の確保された整備がされることを担保する資料）を整備・保管する必要がありますので、この点も十分御留意ください。
- ・ 令和5年度二次協議から、「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」が新設されていますが、対象は令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は同月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限りです。その他、各事業の留意事項については「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」の留意事項欄を必ず御確認ください。

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課			(045)210-1111
福祉施設グループ	福岡・吉田	内線 4855、4854	
保健・居住施設グループ	南・鎌田	内線 4856	
在宅サービスグループ	荏原	内線 4842	